

## 第8章 公共料金の割引

### 1 JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、手帳を提示することで次のとおり割引されます。

#### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

対 象	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 ※特急券は割引対象外	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者、 または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃は割引を適用しません。
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100kmを超える区間（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

#### 【利用方法】

乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示してください。なお、第1種障害者が介護者とともに乗車する場合には、乗車距離100kmまで、自動販売機で小児乗車券を購入し乗車できます。（有人改札口を利用してください。）

#### 【お問い合わせ】 JR各駅

### 2 私鉄旅客運賃の割引

対象者、内容、利用方法ともJRの場合に準じます。ただし、各私鉄により割引内容が異なることがあります。詳しくは、直接、各鉄道会社へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】 私鉄各駅

### 3 バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは、県内を発着するバスを利用する場合、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

#### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者、精神障害者保健福祉手帳所持者

対 象	乗車券の種類・割引率	取扱区間
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券 ・ 50% 定期乗車券 ・ 30%	県内路線バスの乗車区間

※第1種身体障害者手帳または療育手帳所持者の介護者も同率割引されます。

※精神障害者保健福祉手帳については、写真の貼付のある場合のみ割引になります。

### 【利用方法】

料金を支払う時に手帳を提示してください。定期券を購入する時は窓口到手帳を提示してください。  
※精神障害者保健福祉手帳については、事業者により適用範囲が異なりますので詳細は乗車するバス事業者にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

各バス会社営業所

## 4 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の身体障害者手帳及び知的障害者手帳の交付を受けているかたが、国内の航空機を利用するとき、次のとおり航空運賃が割引されます。

### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

区 分	適用範囲	割引率	取扱区間
身体障害者第1種 療育手帳A・A	本人および介護者 (1人まで)	各航空会社によつて割引率は異なります	定期航空路線の 国内線全区間
身体障害者第2種 療育手帳B・C	本人のみ		

### 【利用方法】

航空券の購入および搭乗手続きの際に手帳を提示してください。

### 【お問い合わせ】

各航空会社営業所

## 5 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

### 【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者

対 象	割引率	取扱区間
身体障害者	1割	国内のほとんどのタクシー事業者が実施しています
知的障害者	1割	

※ 福祉タクシー利用券（56ページ参照）と併用できます。

### 【利用方法】

料金を支払う時に手帳を提示してください。

### 【お問い合わせ】

各タクシー事業者

## 6 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

### 【対象障害者の範囲】

#### 1. 障害者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた

#### 2. 障害者ご本人以外のかたが運転され、障害者ご本人が同乗される場合

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたのうち、「**重度の障害**」のかた

※「**重度の障害**」…障害者手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』が**第1種**のかた

対 象	障害程度	条 件	割引率	取扱区間
身体障害者	1種	本人・介護者運転	50%以内	全国の有料道路
	2種	本人運転のみ		
知的障害者	㊤・A	介護者運転		

### 【対象自動車の範囲】

#### 1. 自家用であること（事業用のものは登録できません。）

#### 2. 自動車検査証上の所有者名または使用者名が個人名義であること

※ 車種により、対象となる要件が異なりますので、詳しくは担当課へお問合せください。

### 【申請に必要なもの】

E T Cを利用しない場合	1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
E T Cを利用する場合	1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） 4. E T Cカード（原則として障害者本人名義に限る） 5. E T C車載器の管理番号が確認できるもの （E T C車載器セットアップ申込書・証明書等）

### 【割引有効期間】

・新規および変更の申請については、申請日から2回目の誕生日まで

・更新の申請については、申請日から3回目の誕生日まで

※ 有効期限の2カ月前から更新手続きができます。

### 《注意事項》

・登録できる自動車は、障害者1人につき1台となっております。

・営業車など（法人名義、レンタカー、タクシー、軽トラック、代車など）は登録できません。

### 【窓口】 障害福祉課

## 7 NTT番号案内の料金減免

### 【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのうち、次のいずれかの障害のあるかた。

区 分	障害程度
視覚障害者	1級～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級、2級
療育手帳	㊤、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級

### 【内容】

104番を利用する際、最初に「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を告げるにより、無料となります。

### 【お問い合わせ】

NTT埼玉支店…〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-17 さいたま新常盤ビル  
(電話) 0120-104174 (通話料無料)

## 8 携帯電話基本使用料などの割引

各携帯電話事業者では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたに、基本使用料などの割引を行っています。詳しくは、各携帯電話事業者へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】 各携帯電話事業者

## 9 NHK放送受信料の減免

次に該当するかたは、NHKに申請すると受信料の減免が受けられます。

### 【対象者および免除区分】

全額免除	身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちのかたがいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次のかたが住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）のかた ・視覚障害または聴覚障害で手帳をお持ちのかた ・療育手帳をお持ちで、障害等級が重度（㊤またはA）のかた ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が重度（1級）のかた

### 【手続方法】

障害福祉課で申請書に証明を受け、NHKへご提出（郵送可）ください。  
(半額免除については、NHKの窓口でも直接申請できます。)

### 【申請に必要なもの】

(1) 障害者手帳 (2) 印鑑

### 【お問い合わせ・提出先】

NHKさいたま放送局…〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-21  
(電話) 048-833-2041

## 10 郵便料金の減免

区 分	内 容	減 免 率	備 考
点字郵便物の 無料扱い	点字郵便物、点字用紙 および盲人用録音郵 便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便 物は特定盲人施設の発受 するものに限る
定期刊行物の 第三種郵便物の承認	心身障害者団体が発 行する第三種郵便物 の承認を受けた定期 刊行物（1キログラム まで）	①月3回以上発行の 新聞50グラムまで 8円 ②その他50グラム まで15円	一般は1回の発行部数が 1,000部以上であるが 身体障害者団体は500 部以上。
ゆうパック、 ゆうメールの減額	心身障害者用冊子郵 便物（3キログラムま で）、聴覚障害者用郵 便物（3キログラムま で）、点字郵便物	半額	重度身体障害者用書籍小 包郵便物は図書館の発受 するものに限る。 また、聴覚障害者用小包は 聴覚障害者と、指定する施 設の発受するものに限る。

【窓口】 各郵便局

## 11 青い鳥郵便葉書の無償配布

郵便事業株式会社は、重度の身体障害者のかたおよび重度の知的障害者のかたで、受付期間内に配布をご希望されたかたに、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常郵便葉書をお入れした「青い鳥郵便葉書」を無料で配布いたします。

### 【配布の対象】

重度の身体障害者（1級または2級のかた）

重度の知的障害者（㊤またはAのかた）

### 【受付期間】

毎年4月から7月頃

### 【配布葉書】

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り※）

通常郵便葉書胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙）

※くぼみ入り通常郵便葉書は、目の不自由なかたが使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした葉書です。

### 【配布枚数】

お一人につき上記配布葉書の中からいずれか1種類を20枚

### 【申出の方法】

最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く。）に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。郵送での申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。

### 【お問い合わせ・窓口】 日本郵政グループお客様サービス相談センター・各郵便局

（電話）0120-23-28-86（携帯電話ご利用のかた）0570-046-666

## 1 2 市内公共施設使用料金の割引

障害者およびその介護者の経済的負担を軽減し、積極的な社会参加と自立促進を図ることを目的として、次に掲げる市内各施設の使用料などを減免しています。

※ 割引となるのは、個人利用に限ります。

### 【減免される対象者】

#### ○ 障害者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

#### ○ 介護者

次の障害者手帳所持者に付き添って施設を利用するかた（障害者1人につき1人まで）

- (1) 第1種身体障害者手帳（「要介護」の印が押してあるもの）をお持ちのかた
- (2) 12歳未満で、第2種身体障害者手帳をお持ちのかた
- (3) 療育手帳をお持ちのかた
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかた
- (5) 12歳未満で、精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちのかた

※ 施設により異なる場合がありますので、詳しくは直接各施設へお問い合わせください。

### 【減免の申請】

施設を利用する際、障害者については、係員に手帳を提示し、その介護者については、その障害者に付き添っている旨を申し出てください。

### 【障害者に対する使用料などの減免実施施設一覧】

施設名	対象となる使用料などの内容	電話	割引率
川口駅東口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-226-7721	5割引
川口駅西口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-258-6561	5割引
川口総合文化センター	駐車場使用料	048-258-2000	5割引
医療センター	駐車場使用料 (外来通院時に限る)	048-287-2525	無料
自転車駐車場(市内14カ所)	駐車場使用料(自転車置場は対象外)	048-259-9003	5割引
水上少年自然の家	宿泊料	0278-72-8111	5割引
文化財センター 旧田中家住宅	展示室入場料 入場料	048-222-1061	5割引
郷土資料館	入場料	048-283-3552	5割引
映像・情報メディアセンター 「メディアセブン」	館内貸出用機器の使用料	048-227-7622	5割引
科学館	入場料および観覧料(年間入場券および年間観覧券を除く)	048-262-8431	5割引
アートギャラリー「アトリア」	観覧料(有料の自主企画展のみ)	048-253-0222	5割引

施設名	対象となる使用料などの内容	電話	割引率
西スポーツセンター	体育館、体育室、室内プール、 トレーニングルームの使用料	048-251-6377	5割引
戸塚スポーツセンター	弓道場、体育館、体育室、 室内プール、室内幼児プール、 トレーニングルームの使用料	048-298-9993	5割引
鳩ヶ谷スポーツセンター	体育館の使用料	048-283-1381	5割引
戸塚体育館	使用料	048-295-1808	5割引
根岸体育館	使用料	048-281-6123	5割引
体育武道センター	室内競技場、 トレーニングルームの使用料	048-251-9227	5割引
鳩ヶ谷武道場	第2体育室の使用料	048-285-2424	5割引
青木町公園総合運動場	陸上競技場、弓道場、 プールの使用料	048-251-6893	5割引
東スポーツセンター	体育館、卓球室、室内競泳プール、 室内幼児プール、トレーニングルーム の使用料	048-222-4990	5割引
北スポーツセンター	体育館、室内プールの使用料	048-296-0761	5割引
新郷スポーツセンター	競技場、体育館、 室内プールの使用料	048-281-5834	5割引
芝スポーツセンター	競技場、トレーニング室などの使用料	048-266-6240	5割引
安行スポーツセンター	体育館、室内プール、室内幼児プール、 トレーニングルームの使用料	048-296-1200	5割引
老人福祉センター「たたら荘」 (市内10カ所) ※市内在住60歳以上の方のみ 施設利用可	使用料	048-297-0677 ※青木たたら荘以外 048-253-1881 ※青木たたら荘	無料
はへとふる鳩ヶ谷 (鳩ヶ谷福祉センター内) ※市内在住60歳以上の方のみ 施設利用可	使用料	048-283-1619	無料
厚生会館	会館使用料	048-297-0718	無料
朝日環境センター	余熱利用施設の使用料	048-228-5300	5割引
グリーンセンター	花木植物園入園料	048-281-2319	無料
	ミニ鉄道乗車賃		5割引
	流水プール(アイススケート場)入場 料	048-281-2524	5割引